予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算

支出科目 款:教育費 項:教育総務費 目:教育指導費

事業名 いじめ防止総合対策費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

教育委員会 学校安全課 生徒指導係 電話番号:058-272-1111(内 3143)

E-mail: c17770@pref.gifu.lg.jp

1 事業費

7,600 千円 (前年度予算額:7,296 千円)

<財源内訳>

				財	源	内	司	7	
区分	事業費	国 庫	分担金	使用料	財産	寄附金	その他	県 債	一般
		支出金	負担金	手数料	収入				財源
前年度	7, 296	0	0	0	0	0	0	0	7, 296
要求額	7,600	0	0	0	0	0	0	0	7,600
決定額									

2 要求内容

(1)要求の趣旨(現状と課題)

- ・平成25年9月28日施行の「いじめ防止対策推進法」により、県立高等学校等にいじめ防止等の対策のための組織及び重大事態発生時の調査組織の 義務付け、県教育委員会には、附属機関を設置することが努力義務となった。
- ・文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する 調査」によると、県内のいじめ認知件数は増加傾向にある。
- ・いじめが原因として疑われる転落死事案を受け、本事案を教訓とした対応が 強く求められている。
- ・いじめ等の問題行動に専門的に対応する学校安全課と県警の併任職員を配置 し、事務局内の体制は強化されたが現場である学校の体制強化が必要である。

(2) 事業内容

①学校いじめ対策チーム派遣

いじめの重大事案発生時には、学校のいじめ対策組織を充実、強化した「いじめ対策チーム」で専門的に対応する体制を整備する。

② 県いじめ防止等対策審議会設置費

いじめの防止等のための対策を実効的に行うための附属機関及び重大 事態の調査組織として審議会を設置

③県立学校いじめ防止等対策組織運営費

「いじめ防止対策推進法」施行により、県立学校にいじめ防止等の対策のための組織を設置し、いじめ対策及び重大事態への対処を行う。

④いじめ防止対策事例演習会

いじめ防止対策推進法、いじめ防止基本方針等に基づいた適切な事案対応 のため、学校の管理職や生徒指導主事等を対象にした具体的事例を学ぶ研修 会を実施する。

(3) 県負担・補助率の考え方

・県 10/10

岐阜県いじめ防止等対策審議会は条例設置 学校の組織(いじめ防止等の対策のための組織)は法で必置義務あり

(4) 類似事業の有無

• 無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細		
学校いじめチーム派	400	精神科医等の報償費		
遣費	400	チーム派遣旅費		
いじめ防止等対策審	200	京業人夭早炊の快車		
議会設置費	200	審議会委員等の旅費		
県立学校いじめ防止	6 605	弁護士等の報償費		
等対策組織運営費	6,605	審議会開催に要する旅費		
いじめ防止対策事例	205	講師の報償費		
演習会	395	講師等の旅費		
合計	7,600			

決定額の考え方

4 参考事項

(1)各種計画での位置づけ

- ・国の「いじめ防止対策推進法」及び「いじめ防止等のための基本的な方針」 (平成25年10月11日文部科学大臣決定)
- ・第3次岐阜県教育ビジョン

基本方針 2 多様な学びを支援する教育体制の充実 目標 10 いじめ等の未然防止と早期発見・早期対応の徹底

事業評価調書

- □ 新規要求事業
- ■継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

いじめ防止対策推進法の適切な運用を図るために、その方針に従う。県教育委員会に附属機関等を設置するとともに、全ての県立高等学校・特別支援学校に、いじめ防止等の対策のための組織を設置し、いじめの防止等のための対策を実効的に行うとともに、いじめ重大事態の調査を行う。また演習を通じて、いじめの防止及び適切な対応に関する教員の資質向上に資する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目 標	達成率
						%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	
						%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	

〇指標を設定することができない場合の理由

学校いじめ対策チーム派遣は、「深刻ないじめ事例」や「本人や保護者への対応が困難な事例」等の重大事案が、その後「いじめ重大事態」とならないよう未然に防ぐことを目的としている。また県いじめ防止等対策審議会の開催は「いじめ重大事態」の発生の状況によるため、指標の設定ができない。

(前年度の取組)

・事業の活動内容(会議の開催、研修の参加人数等)

いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による、いじめ重大事態に係る調査等を実施(令和元年度 10回開催)。県立学校において、外部委員を入れた「いじめ防止等の対策のための組織」を設置し、学校のいじめ予防対策や方針等の協議を行うことで、いじめの未然防止を積極的に行った。

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

県いじめ防止等対策審議会において、いじめ重大事態に係る事実関係を明確にするとともに、必要に応じて、答申の中で、学校等に対する提言を行った。各学校おいて、外部委員の意見を参考とし、いじめ防止のための積極的な活動に繋げることができた。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か) ○:必要性が高い、△:必要性が低い

(評価)

 \circ

いじめ防止対策推進法の規定により、いじめ重大事態の調査組織として設置が必要。県としては県立学校に常設のいじめ防止の対策のための組織及び重大事案発生時の調査組織を設置し、メンバーには外部の専門家等を配置する必要がある。

- ・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)
 - 〇:概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△:まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価)

いじめの防止等のための専門家としての意見や指針を示されることで、今後の対応について有効的に機能している。

- ・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)
 - ○:効率化は図られている、△:向上の余地がある

(評価)

適切な事業の実施により、効率化を図っている。

0

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

今後、事業がより効率的な運用ができるように専門家の専門性をどう生かすか。学校におけるいじめ問題への対応に上限はないが、いじめ防止対策推進法や、いじめ防止基本方針に則った対応や体制の整備が基本であり、学校の取組を継続して見届け、指導・助言していく必要がある。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今 後どのように取り組むのか

各委員の専門性をさらに生かした、組織の運営の在り方を検討し、各学校のいじめ防止等の活動がより効果的に進められるようする。演習会を通して、いじめ防止対策推進法に基づいた適切な対応ができているか検証する。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又	
は事業名及び所管課	
組み合わせて実施する理由や	
期待する効果 など	